

平成 23 年 6 月 20 日

厚生労働省
老健局長 宮島 俊彦 殿

社団法人 全国訪問看護事業協会
会 長 長 沼



平成 24 年度介護報酬改定に関する要望書

本格的な少子高齢社会・多死社会の到来を前に、国民の安全・安心な在宅療養環境を確保するため、訪問看護サービスの機能拡充と基盤強化が求められます。

退院後の円滑な在宅移行や在宅療養の継続、看取りを支えるため、訪問看護が適時適切にサービスを提供できる仕組みの整備が必要です。

平成 24 年度介護報酬改定で実現をめざす「地域包括ケアシステム」において、看護が十分に機能を発揮し、高齢者の生活の場での療養を支えて行けるよう、下記の事項についてご検討ならびにご配慮をお願い申し上げます。

重点要望

1. 国民に分かりやすくするために、医療保険と介護保険における訪問看護の評価の齟齬をなくし、整合性を図ること。
2. 医療ニーズの高い在宅療養者に対して、必要時適切な看護が提供できるように、医療保険対象となる疾患を拡大すること。
3. 地域包括ケアシステムの推進に向け、訪問看護と介護の連携による新たなサービスを創設し、安全かつ効率的な実施体制を整備すること。
4. 訪問看護師の人員・人材確保と安定した経営の実現のため、訪問看護費の引き上げを図ること。

1. 国民に分かりやすくするために、医療保険と介護保険における訪問看護の評価の齟齬をなくし、整合性を図ること。

※ 別添参照

2. 医療ニーズの高い在宅療養者に対して、必要時適切な看護が提供できるように、以下の状態を医療保険対象とすること。

(1) 疾患に係らず、退院後 30 日間を医療保険対象とすること(医師が訪問看護を必要だと判断した場合)

【説明】

介護保険対象者であっても退院直後は医療ニーズが高く、状態が不安定である。また、利用者・家族の在宅生活に対する不安も大きいことから、再入院を未然に防ぎ、安全・安心な在宅生活を支えられるよう、疾患に係らず、医師が訪問看護を必要と判断した場合は、退院後 30 日間を医療保険対象とするよう要望する。

(2) 特別訪問看護指示書が月 2 回まで交付可能な対象者に、非がん疾患によるターミナル期の患者を追加すること。

【説明】

特別訪問看護指示書は、①気管カニューレを使用している状態にある利用者、②真皮を超える褥瘡の状態にある利用者に限り月 2 回まで交付可であり、それ以外の疾患・状態については月 1 回までとなっている。

週 3 日以上訪問看護提供が可能な対象者要件に該当せず、訪問看護ステーションが対応に苦慮しているケースとして、非がん疾患によるターミナル期の患者がいる。がんターミナルに比べ、非がん疾患のターミナル期は予後予測が困難であり、状態に応じ訪問看護による適時適切な疼痛緩和や呼吸ケアが重要であるが、現行では特別訪問看護指示書は月 1 回までの交付に限られており、看取りに際して頻回な訪問ができなくなる場合がある。

以上のことから、特別訪問看護指示書が月 2 回まで交付可能な対象者に、非がん疾患によるターミナル期の状態にある利用者を追加するよう要望する。

3. 地域包括ケアシステムの推進に向け、訪問看護と介護の連携による新たなサービスを創設し、安全かつ効率的な実施体制を整備すること。

1) 訪問看護を基盤とした小規模多機能型居宅介護の創設

【説明】

医療ニーズの高い人々に 24 時間の在宅療養支援を行うために、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に提供できるような、訪問看護・訪問介護・通所・宿泊・相談の多面的な機能を備えたサービス創設が必要である。具体的な仕組みの構築にあたっては、利用者の状態を医療ニーズを含めて適切に

アセスメントし、必要な介護・医療につなげるため、看護師を管理者とするよう要望する。

2)訪問看護と訪問介護を一体的に提供する事業形態の創設

【説明】

現行の介護保険制度では、訪問看護と訪問介護がそれぞれ別事業所から別時間に訪問してケアを提供する形態が多く、利用者の医療ニーズや在宅療養環境の変化に細かく対応し、提供するサービスを調整することが困難である。

一人一人の利用者に合わせたサービス提供と、医療処置の必要な在宅療養者に安全にケアを提供するためにも、訪問看護と訪問介護の複合型事業所を創設し、看護職員と介護職員の同行訪問が柔軟にできる仕組みを整備するよう要望する。

3)24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実効性ある仕組みづくり

【説明】

次回改定で創設をめざす「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」が有効かつ安全に機能し、利用者に 24 時間の安心を保証できるよう、サービスの実施にあたっては訪問看護ステーションとの連携を必須とすることが必要である。また、訪問介護・訪問看護のサービスを適時適切に提供できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に配置する看護職員が利用者の状態変化のアセスメントを行い、サービス全体の統括・スーパーバイザーの役割を担う仕組みの整備を要望する。

4. 訪問看護師の人員・人材確保と安定した経営の実現のため、訪問看護費の引き上げを図ること。

【説明】

病院と訪問看護ステーションの給与を比較すると、訪問看護師の給与は月 4 万円程度、年 60 万円程度低い。今後更に医療ニーズの高い人が多く在宅に戻ってくることからも、訪問看護事業の安定的な供給は不可欠であるため、訪問看護費の引き上げを図るよう要望する。